

浄化槽法

(昭和 58 年法律第 43 号) (令和 4 年法律第 68 号による改正) (令和 7 年 6 月 1 日施行)

e-Gov(法) : https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=358AC1000000043_20250601_504AC0000000068

e-Gov(施行令) : <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413CO0000000310> (令和 5 年政令第 30 号による改正)

e-Gov(環境省関係浄化槽法施行規則(昭和 59 年厚生省令第 17 号)) : <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=359M50000100017> (令和 4 年環境省令第 2 号による改正)

e-Gov(省令「浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令(昭和 60 年厚生省・建設省令第 1 号)」) :

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=360M50004100001> (令和 2 年国土交通省・環境省令第 3 号による改正)

環境省 HP(浄化槽サイト) : <https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

この法律は、し尿を公共用水域等に放流することを禁止し、浄化槽の設置を義務づけた(第 3 条、第 3 条の 2) 法律です。浄化槽を設置する際は届出しなければならず(第 5 条)、設置後は「**浄化槽管理者**」として、点検・清掃、水質検査が義務づけられます。ただし、これらは委託することができます。

条項	条文	種類
第 1 条	(目的) この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	目的
第 3 条第 1 項	(浄化槽によるし尿処理等) 何人も 、終末処理下水道又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条に基づくし尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならない。	義務 (罰則無し)
第 3 条第 2 項	何人も 、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならない。	義務 (罰則無し)
第 3 条第 3 項	浄化槽を使用する者は 、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令 ^{解釈上の注釈 1} で定める準則を遵守しなければならない。 (解釈上の注釈 1) 施行規則第 1 条。以下と規定。 一 し尿を洗い流す水は、適正量とすること。 二 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であつて、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。 三 法第 3 条の 2 第 2 項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 106 号)附則第 2 条の規定により浄化槽とみなされたもの(以下「みなし浄化槽」という。)にあつては、雑排水を流入させないこと。 四 浄化槽(みなし浄化槽を除く。第 6 条第 2 項において同じ。)にあつては、工場廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこと。 五 電気設備を有する浄化槽にあつては、電源を切らないこと。 六 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。 七 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。 八 通気装置の開口部をふさがないこと。 九 浄化槽に故障又は異常を認めるときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。	義務 (罰則無し)
第 3 条の 2	何人も 、便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備又は施設として、浄化槽以外のもの(下水道法に	義務

第1項	規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設を除く。)を設置してはならない。ただし、下水道法第4条第1項 ^{解釈上の注釈2} の事業計画において定められた同法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域 ^{解釈上の注釈2} 内の者が排出するし尿のみを処理する設備又は施設については、この限りでない。 (解釈上の注釈2)下水道法第4条に基づき公共下水道を設置しようとするために策定された事業計画の予定区域。	(罰則無し)
第3条の2 第2項	前項ただし書に規定する設備又は施設は、この法律の規定(前条第2項、前項及び第51条の規定 ^{解釈上の注釈3} を除く。)の適用については、浄化槽とみなす。 (解釈上の注釈3)第51条「第12条の7又は第12条の8第3項(第25条の30第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。」「第12条の7(氏名変更届)、第12条の8第3項(承継届)、第25条の30(流域下水道の規定)」	みなし
第5条第1項	(設置等の届出、勧告及び変更命令) 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令^{解釈上の注釈4}で定める軽微な変更を除く。第7条第1項、第12条の4第2項において同じ。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令^{解釈上の注釈5}で定めるところにより、その旨を都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第5項、第7条第1項、第12条の4第2項、第5章、第48条第4項、第49条第1項及び第57条を除き、以下同じ。)及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、当該浄化槽に関し、建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事若しくは建築副主事の確認を申請すべきとき、又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定により建築主事若しくは建築副主事に通知すべきときは、この限りでない。 (解釈上の注釈4)省令第2条。「処理方式の変更を伴わず、かつ、処理対象人員又は日平均汚水量の10%以上の変更を伴わないもの」と規定。 (解釈上の注釈5)設置の届出は省令第3条で省令様式第1号、変更の届出は省令第4条で省令様式第2号と規定。	義務 (3月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)
第7条第1項	(設置後等の水質検査) 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令 ^{解釈上の注釈6} で定める期間内に、環境省令 ^{解釈上の注釈7} で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの(以下「浄化槽管理者」という。)は、都道府県知事が第57条第1項の規定により指定する者(以下「指定検査機関」という。)の行う水質に関する検査を受けなければならない。 (解釈上の注釈6)施行規則第4条第1項。「使用開始後3月を経過した日から5月間」と規定。 (解釈上の注釈7)施行規則第4条第2項で「環境大臣が定めるところによる」と定めている。これを定めた文書は https://www.env.go.jp/content/900479470.pdf に掲示されている。さらに、昭和60年9月25日通知(衛環135号)では、「(1)浄化槽の設置状態及び管理状態についての外観検査、(2)放流水等についての水質検査並びに(3)浄化槽の保守点検及び清掃の実施状況等についての書類検査」とある(https://www.env.go.jp/hourei/11/000235.html)。	義務 (改善命令) (命令違反は、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金)
第10条第1項	(浄化槽管理者の義務) 浄化槽管理者は、環境省令^{解釈上の注釈8}で定めるところにより、毎年一回(環境省令^{解釈上の注釈8}で定める場合にあつては、環境省令^{解釈上の注釈8}で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。ただし、第11条の2第1項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽(使用が再開されたものを除く。)については、この限りでない。 (解釈上の注釈8)保守点検の時期及び記録等は施行規則第5条及び第6条で規定。 施行規則第5条第1項で「最初の保守点検を、浄化槽の使用開始の直前に行う」と規定。使用開始後は、施行規則第6条第2項で処理方式や浄化槽の種類により頻度を規定。	義務 (改善命令) (命令違反は、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金)

	<p>清掃については、施行規則第 7 条で「全ばつ気方式の浄化槽にあつては、おおむね 6 月ごとに 1 回以上」と規定。</p> <p>施行規則第 5 条第 2 項で「保守点検又は清掃の記録を作成しなければならない」と規定。この記録は、電磁気的方法が可能で、第 8 項で 3 年間保存義務。</p>	
第 10 条第 2 項	<p>政令^{解釈上の注釈 9}で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、環境省令^{解釈上の注釈 10}で定める資格を有する技術管理者（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する浄化槽については、この限りでない。</p> <p>（解釈上の注釈 9）施行令第 1 条。「501 人以上の浄化槽」と規定。</p> <p>（解釈上の注釈 10）施行規則第 8 条。「浄化槽管理士の資格を有し、かつ、同項に規定する政令で定める規模の浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務に関し 2 年以上実務に従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」と規定。</p>	<p>義務</p> <p>（30 万円以下の罰金）</p>
第 10 条第 2 項	<p>浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第 48 条第 4 項^{解釈上の注釈 11}の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。</p> <p>（解釈上の注釈 11）引用省略</p>	<p>権利付与</p>
第 10 条の 2 第 1 項	<p>浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用開始の日（当該浄化槽が第 12 条の 5 第 1 項^{解釈上の注釈 12}の設置計画に基づき設置された公共浄化槽である場合にあつては、当該公共浄化槽について第 12 条の 11^{解釈上の注釈 13}の規定による最初の届出があつた日）から 30 日以内に、環境省令^{解釈上の注釈 14}で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>（解釈上の注釈 11）Google 検索「公共浄化槽とは、利用を希望する住宅に、市の所有物となる合併処理浄化槽本体を設置するものです。維持管理を市で行うため本体の点検や修繕に対して利用者負担はありませんが、設置工事の分担金と月々の使用料を支払う必要があります。」</p> <p>（解釈上の注釈 12）引用省略</p> <p>（解釈上の注釈 13）引用省略</p>	<p>義務</p> <p>（改善命令）</p> <p>（命令違反は、6 月以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金）</p>
第 10 条の 2 第 2 項	<p>前条第 2 項に規定する政令^{解釈上の注釈 14}で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、技術管理者を変更したときは、変更の日から 30 日以内に、環境省令^{解釈上の注釈 15}で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>（解釈上の注釈 14）施行令第 1 条。「501 人以上の浄化槽」と規定。</p> <p>（解釈上の注釈 15）施行規則第 1 条。「501 人以上の浄化槽」と規定。</p>	<p>義務</p> <p>（改善命令）</p> <p>（命令違反は、6 月以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金）</p>
第 10 条の 2 第 3 項	<p>浄化槽管理者に変更があつたときは、新たに浄化槽管理者になつた者は、変更の日から 30 日以内に、環境省令^{解釈上の注釈 16}で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>（解釈上の注釈 16）施行規則第 8 条の 2 第 2 項。氏名、設置場所、変更後の技術管理者の氏名、変更年月日と規定。</p>	<p>義務</p> <p>（改善命令）</p> <p>（命令違反は、6 月以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金）</p>
第 11 条第 1 項	<p>（定期検査）</p> <p>浄化槽管理者は、環境省令^{解釈上の注釈 17}で定めるところにより、毎年 1 回（環境省令^{解釈上の注釈 18}で定める浄化槽については、環境省令^{解釈上の注釈 18}で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。ただし、次条第 1 項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。</p> <p>（解釈上の注釈 17）施行規則第 9 条第 1 項で「環境大臣が定めるところによる」と定めている。これを定めた文書は発見できないが、昭和 60 年 9 月 25</p>	<p>義務</p> <p>（改善命令）</p> <p>（命令違反は、6 月以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金）</p>

	<p>日通知(衛環135号)では、「(1)浄化槽の設置状態及び管理状態についての外観検査、(2)放流水等についての水質検査並びに(3)浄化槽の保守点検及び清掃の実施状況等についての書類検査」とある(https://www.env.go.jp/hourei/11/000235.html)。 (解釈上の注釈18) 施行規則には、この条項を受けた条項はない。</p>	
--	---	--